２．上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
３．過去の実績については、過去３年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。
４．事業年度末の計数を記載すること。
５．全ての申請金融機関等（申請者）について作成すること。なお、組織再編成等により金融機関等の種類が異なることとなる場合にあっては、過去の実績又は実績見込み及び実施計画の期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百十九号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令

第一条　診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（試験科目） **第十条**　試験の科目は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　エックス線撮影技術学 八～十四　（略） （法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為） **第十五条の二**　法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	（試験科目） **第十条**　試験の科目は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　エックス線撮影技術学 八～十四　（略） （法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為） **第十五条の二**　法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
二　動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く。）及び造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為	（新設）
三　核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為	（新設）
四　下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を吸引する行為	二　下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
五　（略）	三　（略）
六　上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為	（新設）
（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査） **第十五条の三**　法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）及びマンモグラフィー検査とする。	（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査） **第十五条の三**　法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）とする。